専門学校ＩＥＣ熊本国際大学校文化教養専門課程セールスフォース学科	平成三十年四月一日
専門学校ＩＥＣ熊本国際大学校文化教養専門課程総合英語ビジネス学科	平成二十五年三月一日（平成三十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
専門学校ＩＥＣ熊本国際大学校文化教養専門課程総合スポーツ科学学科	平成二十五年三月一日（平成三十二年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］

表四十六　鹿児島県に所在する専修学校の専門課程

名称	文部科学大臣の定める日
［略］	［略］
鹿児島キャリアデザイン専門学校商業実務専門課程経営情報学科	平成二十五年四月一日（平成二十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百三十六号

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第八十三条第二項の規定に基づき、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
医療観察診療報酬点数表	医療観察診療報酬点数表
第１章　基本診療料	第１章　基本診療料
通則	通則
（略）	（略）
第１節　入院料	第１節　入院料
入院対象者入院医学管理料（１日につき）	入院対象者入院医学管理料（１日につき）
イ～ハ　（略）	イ～ハ　（略）
注１～注８　（略）	注１～注８　（略）
注９　診察に係る費用（次のいずれかに該当するものを除く。）は、所定点数に含まれるものとする。	注９　診療に係る費用（第２章の医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法に係る費用及び医療観察退院前訪問指導料並びに第４章特定治療料のうち、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）第２章第４部画像診断、第９部処置及び第10部手術のうち、1,000点以上のものに係る費用を除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
イ　第２章の医療観察精神科電気痙攣（けいれん）療法に係る費用及び医療観察退院前訪問指導料	（新設）